

国土交通省等における最近の主な取組

新たなバリアフリーの取組に関する対応状況

- 令和3年6月、第2回本省ユニバーサルデザイン推進本部 本部会議において、**当事者の利便性の改善や負担軽減効果の大きい4つの取組**について、**全国展開等を目指していく**ことを決定。
- 現在の対応状況は以下のとおり。

取組項目	現在（令和4年1月時点）の対応状況
①障害者用ICカードの導入	○ 関東圏の鉄道・バスにおけるSuica・PASMOについて、令和4年度後半をメドに導入予定 ○ <u>令和3年度補正予算による支援措置</u>を踏まえ、関係各局において導入促進に向けた事業者・事業者団体との調整を進めているところ
②特急車両車椅子用フリースペース導入	○ 昨年3月に、障害者団体、鉄道事業者等で構成される「特急車両におけるバリアフリー対策に関する意見交換会」を設置 ○ <u>とりまとめを踏まえ、年度内に省令・ガイドラインの改正の予定</u>
③ウェブによる障害者用乗車券等の予約決済の実現	○ <u>令和3年度補正予算による支援措置</u>を踏まえ、関係各局において導入促進に向けた事業者・事業者団体との調整を進めているところ
④精神障害者割引の導入促進	○ 国会の請願採択等を踏まえ、各事業者に対し、導入要請を実施 ○ <u>障害の程度に対する割引適用の範囲のあり方等について、厚労省や事業者と実務的な検討・調整</u>を進めているところ

1. 特急車両のバリアフリー対策に関する意見交換会

- 新幹線車両については、障害者団体、新幹線を運行するJR各社等で検討を行い、令和2年8月、「新幹線の新たなバリアフリー対策について」ととりまとめ、令和2年10月に移動等円滑化基準を改正し、令和3年7月以降に導入される新幹線車両については『車椅子用フリースペース(座席定員に応じて3席～6席以上の車椅子スペースで構成)』の設置が義務付けられた。
- 「真の共生社会の実現」のためには、車椅子使用者が今まで以上に様々な場所へ、快適な旅を楽しめる環境整備が重要であることから、特急車両のバリアフリー対策についても、関係者で構成する意見交換会を設置し、検討を行った。

(注) 在来線における車椅子スペースの数については、平成30年3月の移動等円滑化基準の改正により、1列車につき2以上とされた(編成両数が3両以下の列車について1以上)

2. 検討項目

(1) バリフリ基準やガイドラインへ反映するもの

車椅子スペースの数・レイアウト、利便性の高い設備の仕様 など

(2) その他

現行の車椅子対応座席等の申し込み方法・案内方法の改善

3. メンバー

- 障害者団体(DPI日本会議、日本身体障害者団体連合会、全国脊髄損傷者連合会、全国自立生活センター協議会)
- 鉄道事業者(特急列車を運行する14事業者(JR北、JR東、JR東海、JR西、JR四国、JR九州、東武、西武、京成、小田急、名鉄、近鉄、南海、西鉄))
- 国土交通省(総合政策局、鉄道局(事務局))

4. スケジュール

- 令和3年3月18日 第1回意見交換会
 - ・ 特急車両におけるバリアフリー化の現状
 - ・ 障害者団体からの要望聴取① 等
- 令和3年4月28日 第2回意見交換会
 - ・ 鉄道事業者における取組事例①(JR東日本、近鉄) 等
- 令和3年5月31日 第3回意見交換会
 - ・ 鉄道事業者における取組事例②(京成、小田急) 等
- 令和3年7月26日 第4回意見交換会
 - ・ 障害者団体からの要望聴取②(必要な車椅子スペース数) 等
- 令和3年9月10日 第5回意見交換会
 - ・ 鉄道事業者からの意見聴取(必要な車椅子スペース数)
 - ・ 車椅子対応座席のWeb予約 等
- 令和3年10月25日 第6回意見交換会
 - ・ 車椅子対応トイレ・コンセント位置に関する実証実験について
 - ・ 車椅子対応座席のWeb予約 等

- 令和3年11月26日 第7回意見交換会

・ 本件の対象となる特急車両

- 令和3年12月2日 車椅子対応トイレ・コンセント位置等に関する実証実験

- 令和3年12月16日 第8回意見交換会

・ とりまとめについて

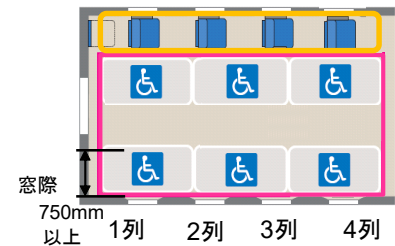
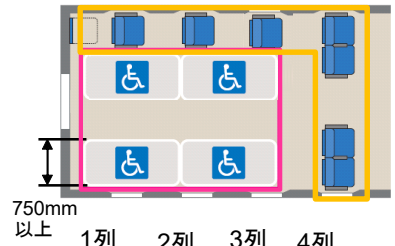
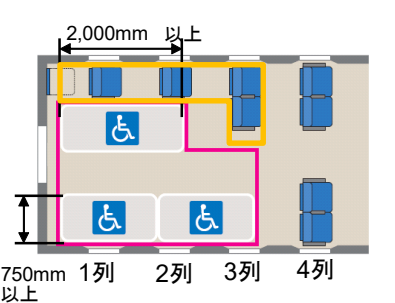
- 令和4年1月26日 第9回意見交換会(とりまとめ)

・ とりまとめについて



特急車両における車椅子スペース設置例

特急車両における車椅子用フリースペースについて

1編成あたりの座席定員数 ^{注1}	車椅子スペース数 ^{注2}	要 件	レイアウトのイメージ	備 考
1001席以上 ^{注3}	6以上	①窓際席:2以上 ②移乗席:2以上 ③ストレッチャータイプ:2以上		(1)スペース数及び通路幅 (ワゴンの通行等を考慮し400mm以上)については、新幹線におけるバリアフリー基準と同様としている。 (2)新幹線との相違点 新幹線においては、 ・介助席は移乗席に「隣接」して配置することを基本 ・500席未満の窓際席を2以上 ・手すりは不要としている。
500席以上	4以上	(①、又は②と重複しても可) ④介助席は移乗席と近接		
500席未満 ^{注4}	3以上	①窓際席:1以上 ②移乗席:1以上 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可) ④介助席は移乗席と近接		

凡例:  車椅子スペースの近くに移乗席、その近接に介助席(一般席として使用することも可能)  車椅子用フリースペース  車椅子スペース

注1) 特急列車にあっては、車両の増結・分離など運行形態が多様なことから、基本編成における座席数を基準に車椅子スペース数を設定する。

注2) 現行の基準においては、1編成につき2カ所以上(3両編成以下の列車では1カ所以上)の車椅子スペースを設けることとされている(平成30年3月改正)

注3) 1編成あたりの座席定員が最大のものは844席(令和3年12月現在)

注4) 2両1編成の列車や1編成あたりの座席数が100席未満の列車については、運転室、トイレ等の共有スペースの面積が、総床面積に占める割合が大きく、配置できる座席数に制約があることに鑑み、車両の構造等に応じて、2カ所とすることができる。この場合、ストレッチャー型の車椅子の使用について配慮するとともに、車椅子使用者等から同一グループで3名以上の申し込みがあった場合には、できるだけ多くの利用が可能となるよう弾力的な対応について配慮する。

全国の鉄道駅バリアフリー化の加速について

第2次交通政策基本計画（令和3年5月閣議決定）

鉄道駅のバリアフリー化の推進は、エレベーターやエスカレーター、ホームドア等の整備を通じ、高齢者や障害者だけでなく、全ての利用者が受益するとの観点から、^①都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める枠組みを構築するとともに、^②地方部において既存の支援措置を重点化することにより、従来を大幅に上回るペースで全国の鉄道施設のバリアフリー化を加速する。

① 鉄道駅バリアフリー料金について

令和3年12月28日（火）： **新たな料金制度を創設**（関係省令の改正等）

令和4年1月以降： 鉄道事業者より届出（三大都市圏内の駅を主な対象としてJR本州3社及び大手民鉄等を想定）

令和5年春以降： 料金徴収開始

② 地方部における支援措置の重点化について

○市町村が作成するバリアフリー基本構想※に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、

補助率を現行の最大1/3から最大1/2に拡充（令和4年度政府予算案）

※地域のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、関係者との協議や住民からの意見募集等を踏まえ、市町村が作成する具体的な事業計画
【バリアフリー法第25条】

鉄道駅バリアフリー料金について

1. 制度概要

- 想定事業者：現在、JR本州 3 社及び大手民鉄等事業者が、三大都市圏内の駅を主な対象として導入を検討中。
- 対象設備：ホームドアやエレベーター等。
- 対象費用：対象設備に係る整備費（維持更新費含む）。
- 導入時期：昨年末に鉄道事業法に基づく料金（事前届出制）の対象に追加する省令改正（パブコメ含む）を実施。

2. 徴収水準

- 料金額の設定に当たっては、第 2 次交通政策基本計画における「都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める枠組みを構築する」との考えを踏まえ、利用者に過度の負担感を与えないものとする。
- ※ 「5 円までの上乗せについては84%、10円までは65%が賛成」との利用者アンケート結果（H30.4実施）あり。
- また、通学定期料金については免除するなど家計負担へ配慮することを求める。

3. 透明性の確保

- 事業者において、事前届出時に整備・徴収計画を公表するとともに、毎年度、整備・徴収実績を公表。
- 国土交通省において、事前届出の際及び目標期間終了時（令和 7 年度末）等において、徴収額がバリアフリー整備額を超えていないことを確認することで、透明性を確保。
- 鉄道固有の設備であるホームドアは、市場原理が働きにくいことを踏まえ、その整備に当たっては、国における公共工事の請負契約と同様、一般競争入札に付すことを原則とするとともに、やむを得ず、随意契約とする場合は、整備実績の公表にあわせ、その理由や整備額等を事業者公表させる。これにより、利用者が他社と比較することを可能にする。

4. 導入効果

- 本料金の導入により、新たなバリアフリー目標を達成できる見込み。

駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会の概要について

1. 意見交換会の趣旨

近年、鉄道駅については、無人駅が増加する傾向にある。また、有人駅についても、一部時間帯において駅員が不在となる駅も存在する。これら無人駅等のうち、特に障害者の方々が利用する駅については、可能な限り不便なく鉄道が利用できる環境を整えることが重要であることから、障害当事者団体及び鉄道事業者の双方から無人駅等の諸課題等について意見を伺ったうえで、今後、無人駅等の安全、円滑な利用に資する取組について検討する。

2. 意見交換会メンバー

障害者団体（日本視覚障害者団体連合、全日本ろうあ連盟、DPI日本会議、全国自立生活センター協議会、日本身体障害者団体連合会）
鉄道事業者（JR6社、大手民鉄16社、日本民営鉄道協会）
国土交通省鉄道局

3. 開催経緯（予定）

第1回 2020年11月 6日

○無人駅等の実態把握、障害者が無人駅等を利用する際の課題、要望

第2回 2020年12月21日

○鉄道事業者による無人駅の安全、円滑な利用に資する取組

第3回 2021年 3月12日

○課題等に対する鉄道事業者の当面の対応等

第4回 2021年 5月14日

○これまでの意見とりまとめ、今後の方向性

第5回 2021年 9月24日

○中間とりまとめ、駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドラインのアウトライン（案）

第6回 2022年 1月14日

○ガイドライン化に向けた検討課題

■意見交換会においてあげられた課題等及びガイドラインの方向性

1. 障害当事者への適切な案内・情報提供の実施

- ・視覚障害者誘導用ブロックや音声による案内等が無いため、駅務機器の位置や車両のドア位置等の把握が困難
- ・券売機がタッチパネル式のため使用できない
- ・輸送障害発生時等の緊急時の情報把握が困難
- ・障害当事者専用の窓口の設置やHPにおける連絡先の分かりやすさ 等

ガイドラインの方向性

- ・視覚障害者誘導用ブロック等による駅務機器への適切な誘導のための環境整備の点検
- ・施設体験会やソフト対策の実施
- ・ホームページやSNS等における文字や画像等による適切な情報提供内容の検討
- ・リアルタイムでコミュニケーション可能な環境整備の検討 等

参考：施設体験会の事例



(東京地下鉄株式会社)



(東日本旅客鉄道株式会社)

2. 介助の申込み等にかかる事前連絡に関する認識の共有

- ・事前連絡がないと鉄道を利用できないといわれ、乗車できない、長時間待たされる
- ・事前連絡していたにもかかわらず鉄道事業者の連絡の行き違い等により乗降介助が受けられない
- ・無人であることを理由に有人駅での降車を求められた

ガイドラインの方向性

- ・事前連絡がない場合においても、可能な限り待ち時間が短くなるような環境の整備を検討
- ・障害当事者の利用情報が正しく伝わるアプリの活用
- ・無人駅であることのみをもって駅の利用を断る対応を行わないこと等社内で共有することが必要 等

参考：バリアフリーアプリを使用して情報伝達している事例



(東急電鉄株式会社)

3. 乗務員による携帯スロープを活用した乗降介助の実施

- ・車椅子使用者から、事前連絡における待ち時間等に係る課題解決の一つの方策として、運転士や車掌などの乗務員が携帯スロープを活用する介助の実施

ガイドラインの方向性

- ・乗務員による乗降介助を実施することは有効であり、駅施設の段差やダイヤ、安全の確保など、考慮しながら導入に向け検討し、試行的に実施

参考：乗務員が介助している事例



運転席に携帯用スロープを常備



(熊本電気鉄道株式会社)

■「新技術を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」との連携

新技術等を活用した安全対策は、無人駅の安全確保においても有用なものもあると考えられることから、鉄道事業者においては当該検討会の議論を注視しつつ、無人駅の安全対策にも有効と考えられる対策を活用

■その他の検討事項

ガイドライン策定に向け、上記以外に検討すべき事項として以下の項目が考えられ、今後意見交換会において検討を進めることが必要

- (1) 障害当事者の利用状況の現状把握等に関する事
- (2) 安全対策に関する事
- (3) 円滑な利用に関する事 等

設置趣旨

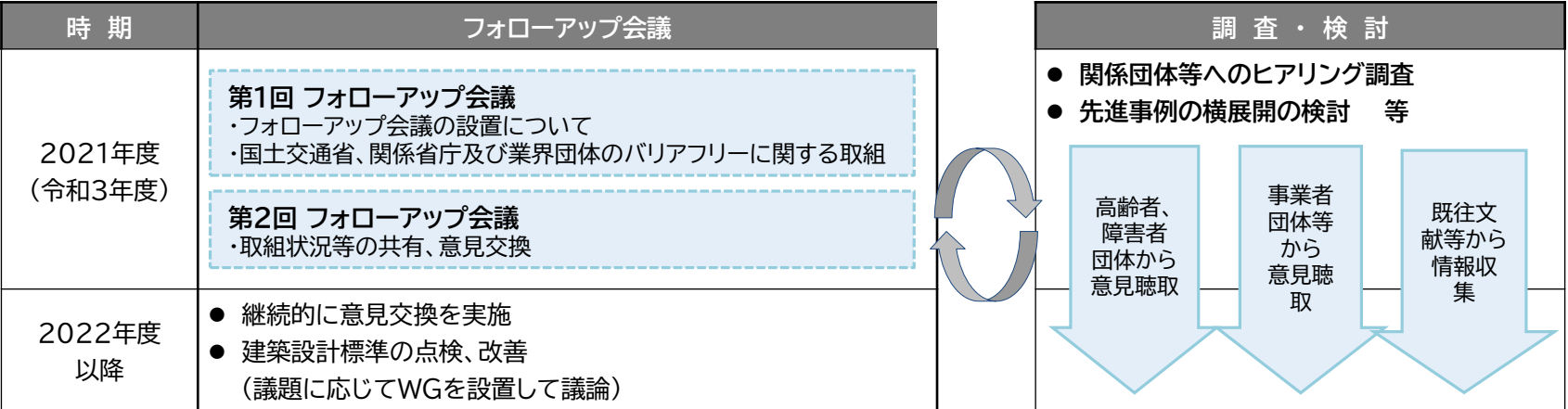
- 建築物のバリアフリー化に関するガイドラインである「高年齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」については、これまで、定期的に、あるいは、個別テーマに応じて検討会を設置し、見直しを進めてきたところである(直近の改正:令和3年3月)。
- 建築物のバリアフリーに関する取組状況や課題等を共有するとともに、「建築設計標準」を継続的に点検、改善していくため、学識経験者、関係団体と情報共有、意見交換することを目的として、標記会議を設置する。

構成メンバー

- 学識経験者、高年齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体 (オブザーバーとして関係省庁参加)
※議題に応じて、メンバーを追加

スケジュール

- 10月1日に第1回会議を開催し、フォローアップ会議を設置。2月18日に第2回会議を開催。
- 来年度以降、年間2回程度の会議を開催し、継続的に意見交換を実施。



バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。【事業名：バリアフリー環境整備促進事業】

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率 1／3を国費で支援

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等 ②人口5万人以上の市 ③厚生労働省事業等の実施都市
 ④都市機能誘導区域の駅周辺
 ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、
 バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

〔 令和4年度より拡充 〕

令和4年度 拡充項目等

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

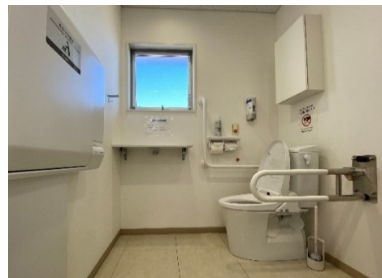
■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



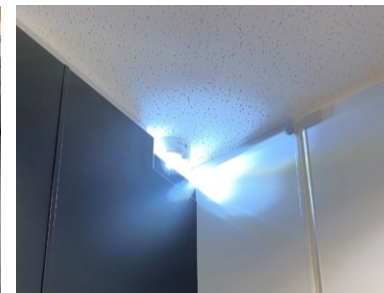
ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、
点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)

背景

- 東京オリンピック・パラリンピック大会を契機にバリアフリー化が進展
- 客席については、当事者参画のもと策定した「建築設計標準(客席追補版)」(H27公表)の周知を通じ、バリアフリー化が一定程度進んでいるものの、バリアフリー法上の対象施設(建築物特定施設)に非該当
- 更なるバリアフリー化の推進に向けて、バリアフリー法の対象施設への位置づけが必要

公布:令和3年度中
施行:令和4年10月(予定)

措置の概要

①「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂※の客席」を建築物特定施設に追加

※観劇、観覧等の用途に供する建築物を対象化

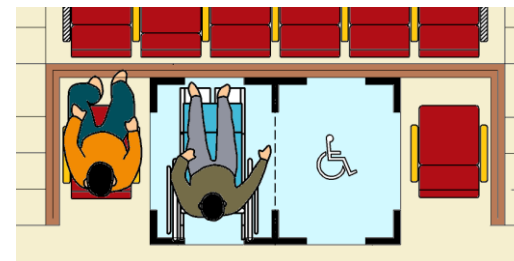
- ➡ 地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能に

②「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定※

※具体的な水準については、「建築設計標準」、
「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」等を勘案し、設定

- ➡ 容積率の特例措置※等を通じて、バリアフリー化を推進

※バリアフリー化に伴う増加分を容積率計算上控除



車椅子使用者用客席のイメージ

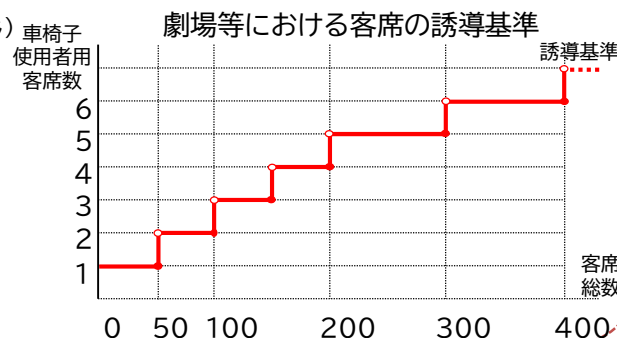
移動等円滑化誘導基準(案)

車椅子使用者用客席の割合 ※客席総数に応じて段階的に設定(2,000以下は、客室の基準と同じ)

- ・ 客席総数の**2%以上**(総客席数~200)
- ・ 客席総数の**1%+2以上**(総客席数201~2,000)
- ・ 客席総数の**0.75%+7以上**(総客席数2,000~)

車椅子使用者用客席の要件

- ・ 幅90cm × 奥行120cm以上で区画された、平坦な床
- ・ 同伴者用のスペース(客席等)を隣接して設置
- ・ 客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置
- ・ 舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)



都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂について

検討趣旨

- 平成18年のバリアフリー法及び同法に基づく各政省令等の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成20年1月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定
- 移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正も踏まえ、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）」を作成
- 今般の改正バリアフリー法の完全施行（令和3年4月）や移動等円滑化の促進に関する基本方針の改訂（令和2年12月）に加え、バリアフリーを取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、学識経験者、当事者団体等からなる委員会を設置し、令和3年度中を目途に、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂を実施予定

改訂のポイント

1. 改正バリアフリー法への対応

- バリアフリー法改正により努力義務化された事項の記載の充実
 - ・高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動
 - ・高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供
 - ・市町村に対するバリアフリー情報の提供

2. 計画・設計段階からの当事者参加の推進

- 計画・設計段階からの当事者参加を、都市公園のバリアフリー化の基本的考え方に位置付け

3. 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応

- 以下の観点から記載の充実・見直しをするとともに、「多機能トイレ」を「バリアフリースイートイレ」に改称
 - ・機能分散の推進
 - ・トイレ全般のバリアフリー水準の底上げ
 - ・多様な利用者特性に対応したバリアフリースイートイレの設備の充実

4. その他

- 移動等円滑化基準の規定をガイドラインの内容と区別して記載
- バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直し
 - ・出入口の車止め
 - ・野外劇場等の車椅子使用者用観覧スペース
 - ・車椅子使用者用駐車施設 等

委員会における検討体制

学識経験者、当事者団体、事業者、地方公共団体
（委員長：金子忠一（前 東京農業大学 教授））

検討経緯

時期	実施内容
R3年9月	・当事者団体への意見聴取 ・地方公共団体等へのアンケート
R3年11月	第1回委員会開催
R3年11月	・当事者団体への意見聴取
R3年12月	第2回委員会開催
R4年1月	第3回委員会開催
R4年2月24日 ～3月17日	パブリックコメント
R4年3月（予定）	ガイドライン発出予定

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

【検討趣旨/概要】

- ・ 令和2年5月のバリアフリー法改正によりバリアフリー基準適合義務の対象に旅客特定車両停留施設が追加されたことに伴い、道路移動等円滑化基準やガイドラインの策定について検討するため設置
- ・ 令和4年1月に懇談会を開催し、道路の移動等円滑化に関するガイドライン(案)について議論を実施(令和4年3月に公表予定)

【検討体制】

- ・ 座長: 埼玉大学大学院 久保田教授
- ・ 構成員: 有識者(6名)、関係団体(10名)、事業者(3名)、官公庁(3名)
- ・ オブザーバー: 国交省(大臣官房、総合政策局、都市局、住宅局、自動車局)、警察庁交通局

バリアフリー法の改正

【平成30年5月】

- ・ 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- ・ 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設 等

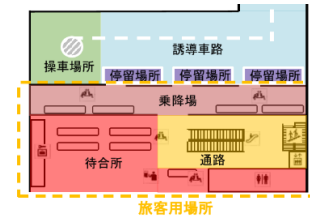
【令和2年5月】

- ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準順守義務の創設
- ・ バリアフリー基準適合義務の対象に、旅客特定車両停留施設を追加 等

道路移動等円滑化基準の改正

【令和3年3月】

- 旅客特定車両停留施設の構造に関する基準(ハード基準)、旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供に関する基準(ソフト基準)を追加



旅客特定車両停留施設の平面イメージ

道路の移動等円滑化に関するガイドライン(案)

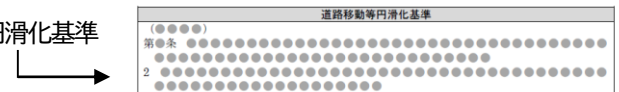
【令和3年度】

- ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン(平成23年改訂)を参考に、整備の基本的な考え方を示し、「◎道路移動等円滑化基準に基づく整備内容」「○標準的な整備内容」「◇望ましい整備内容」に分けて記載し、参考となる知見や事例等を充実
- ・ 旅客特定車両停留施設の構造と旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供について、公共交通機関のガイドラインを参考に記載
- ・ 整備を行う上で重要となる、関係機関(関連部局、事業者間等)の連携、当事者参加の考え方、「心のバリアフリー」の推進に関する記載を充実
- ・ 自治体へのアンケート調査及びヒアリングを実施し、ユニバーサルデザインに関する好事例や取り組む際の留意点について記載
- ・ 新たな道路施策(ほこみち、ゾーン30プラス、自動運行補助施設を活用したバス停への正着制御 等)におけるユニバーサルデザインへの配慮
- ・ ICTやデジタル等の最新技術を活用した事例等の記載を充実

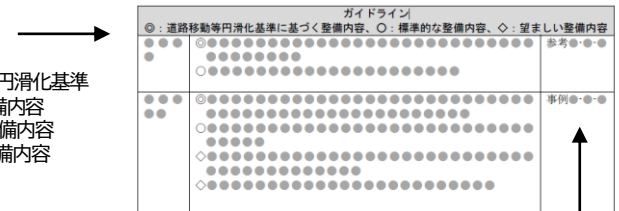
考え方



道路移動等円滑化基準



ガイドライン



参考や事例

※R4.2.1からR4.3.2までパブリックコメントを実施。R4.3末に発出予定。

ソフト施策の取組状況(「心のバリアフリー」の推進)

バリアフリー教室の開催

- 高齢者・障害者等のバリアの体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」の普及を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



▲視覚障害者サポート体験



▲車椅子サポート体験



▲子供用車椅子

交通事業者の接遇向上に向けた取組

- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日関係閣僚会議決定)に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に**接遇ガイドライン**を策定。



- また、交通事業者が接遇ガイドラインに則った適切な対応を行うことができるよう、平成31年に**接遇研修モデルプログラム**を策定。



- さらに、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に基づき、**接遇ガイドライン(認知症の人編)**を、加えて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた接遇方法を取りまとめた**接遇ガイドライン(追補版)**を、令和3年に策定。

- なおこれらの内容について、今後、接遇研修モデルプログラムへの反映を予定。



高齢者障害者等用施設等の適正利用推進やあり方の検討

- 高齢者障害者等用施設等(バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等)の適正な利用の推進に向け、**ポスター等によるキャンペーン**を実施。
- 機能分散推進や多様な利用者特性への対応など**共生社会におけるトイレの今後のあり方**について検討を行い、令和3年にとりまとめ。
- さらに適正利用推進やハード整備の方向性など**車椅子使用者用駐車施設等のあり方**についても検討を行い、令和4年に方向性をとりまとめ。
- 上記とりまとめの内容については、**各種ガイドラインの改正等**に反映。



公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化推進

- 公共交通機関等におけるベビーカーを一層利用しやすい環境の整備に向け、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るため、**ポスター等によるキャンペーン**を実施。



教育啓発特定事業の円滑な実施に向けた取組

- 令和2年バリアフリー法改正により、児童や住民の「心のバリアフリー」理解促進等のために市町村等が実施する事業として、「**教育啓発特定事業**」を創設。
- そこで、同事業の円滑な実施に向け、**具体的な取組内容や実施方法等を検討する際の参考**となるような**ガイドライン**を令和4年に策定予定。



▲取組の想定例

教育啓発特定事業とは

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等（「市町村等」という。）が行う次のいずれかの事業で、市町村が作成する基本構想に位置づけて実施するもの。
基本構想に位置づけることにより、市町村等は特定事業計画を作成し、当該計画に基づいて事業を実施することとなる。

○ 学校連携教育事業（イ号事業） 文部科学省共管

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

- ☆ 学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ☆ 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催

等

※ 学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要



小学生へのトイレ利用マナーに関するバリアフリー教室



小学生による公共交通の利用疑似体験

○ 理解協力啓発事業（ロ号事業）

- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

- ☆ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催
- ☆ 公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施
- ☆ 優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示

等



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修



車椅子利用者用駐車施設の適正利用啓発ポスター

教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの作成について

検討趣旨

- ・ R2バリアフリー法改正により創設された教育啓発特定事業について、実施主体となる市町村等が、**実施計画の策定、具体的な取組内容や実施方法等を検討する際の参考となるマニュアルが必要**。
- ・ また、教育啓発特定事業として実施される「心のバリアフリー」などのソフト対策の取組について、**障害当事者等の参画による体験や交流を推進**するために必要な取組方法を検証し、「新しい日常」にも対応した**教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成**する。

検討体制

検討会の構成

- ・ 委員：学識経験者、障害者団体等、公共交通事業者団体等、地方公共団体（委員長：秋山教授（中央大））
- ・ オブザーバー・事務局：文部科学省、国土交通省総合政策局政策統括官付、地方運輸局

スケジュール

- ・ 共生社会ホストタウン等全国の市町村等における「心のバリアフリー」に関する取組事例を収集・整理し、教育啓発特定事業として想定される取組内容ごとにマニュアルを作成、検討会（2回）や必要に応じて実地検証等を経てガイドラインをとりまとめる。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
検討会		 検討会①			 検討会②			
調査		 アンケート・ヒアリング調査 必要に応じて実地検証等						
ガイドライン策定		 ガイドライン（案）の作成				 ガイドライン（案）の調整		
								 公表

教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの構成

- 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインは、本編＋具体的な取組内容ごとの実施マニュアルで構成する。
- 本編には、事業の実施計画の作成及び実施計画に記載すべき事項から、事業実施までの手順や留意点を取りまとめる。
- 取組内容ごとのマニュアルには、事業の実施方法、実施内容の参考となる事例等を取りまとめる。
- 実施マニュアルで補完しきれない範囲の事例や取組についても、適宜コラムで取組を紹介する。(接遇研修のガイドラインなど)
- マニュアル全体を通して、当事者参画の視点を充実させる。

教育啓発特定事業
の実施に関する
ガイドライン

「心のバリアフリー」の考え方を最大限反映できるよう、各取組事例において可能な限り当事者参画の視点を反映。

ガイドライン本編

実施マニュアル(現時点では4つの分類を想定)

実施マニュアル
(バリアフリー教室編)



実施マニュアル
(まち歩き点検等編)



実施マニュアル
(シンポジウム・
セミナー編)



実施マニュアル
(適正利用の
広報啓発編)



車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会

検討趣旨

- ・ 車椅子使用者用駐車施設等は共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つ
- ・ 車椅子使用者用駐車施設等に関する現状の取組を検証し、今後のさらなる対策について検討

現行制度等

- ・ バリアフリー法に基づく車椅子使用者用駐車施設の設置義務
- ・ 地方公共団体における取組（パーキング・パーミット制度）の導入促進
- ・ 適正利用に関する関係者の責務を規定（R2バリアフリー法改正）
- ・ 適正利用の広報啓発の取組 等

検討の流れ

1. 障害当事者向けニーズ調査

- ・ 車椅子使用者等へのアンケートを通じ、駐車施設の利用に関する困りごとや利用ニーズ等を把握。

2. 適正利用に関する制度・先進事例等調査

- ・ 都道府県等へのアンケートを実施し、パーキング・パーミット制度の導入・運用の状況、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者、課題や現状等について調査。
- ・ 旅客施設、商業施設等の施設設置管理者に対しヒアリングを実施し、不適正利用対策の事例等を調査。 等

3. 車椅子使用者用駐車施設のハードの実態調査

- ・ 都道府県等に対し、特定路外駐車場の移動等円滑化基準適合状況等を調査。
- ・ 民間商業施設における車椅子使用者用駐車施設の設置状況等を調査。

4. 今後の施策の検討の方向性のとりまとめ

- ・ 1～3で確認した車椅子使用者用駐車施設等のハード・ソフトの実態を踏まえ、今後の検討課題とその対応方針についてとりまとめ

各種ガイドラインの作成・改正等の検討に反映、
適正利用に関する指針の作成等

検討体制

検討会の構成

学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等、関係省庁等
(委員長:高橋名誉教授(東洋大学))

検討経緯

時期	実施内容	
R3年5月	意見交換会	課題認識の共有
R3年8月	第1回 検討会開催	・現行制度等の共有 ・調査検討の方針 等
R3年9～11月		・障害当事者向けニーズ調査 ・適正利用(ソフト)に関する実態調査 ・ハードに関する実態調査 等
R3年11月	第2回 検討会開催	・実態調査結果報告 ・検討の方向性 等
R3年12月		・検討の方向性についての整理
R4年1月	第3回 検討会開催	・検討の方向性(中間整理) 等
R4年3月		検討の方向性(中間整理)の公表

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性 中間整理

■車椅子使用者用駐車施設等の利用ニーズへの対応

- 屋根の設置や経路の安全性、福祉車両等に対応した駐車区画後方の安全な乗降スペースの確保等の課題。
- また、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者のあり方や適切な情報提供等による利用環境の配慮等が必要。
- 以上を踏まえ、各ガイドラインに必要な内容を反映するとともに、多様なニーズを踏まえた適正利用のあり方について検討する。

■車椅子使用者用駐車施設の適正利用の推進方策

①車椅子使用者用駐車施設の利用対象者

- 車椅子使用者用駐車施設への利用集中が課題。
- そのため、多様な障害当事者等の利用ニーズも確認しつつ、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化、優先駐車区画の確保等による利用分散を推進すること等が必要。

②パーキング・パーミット制度のあり方

- 適正利用に一定の効果がある一方、不適正利用や駐車区画の不足、利用集中等のさまざまな課題。
- 今後は、地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、制度運用のあり方についての統一적考え方が求められる。

③駐車区画の確保等

- 特に都市部を中心として駐車区画の不足が課題
- したがって、ダブルスペース方式等の普及や多様な区画の確保に加え、施設設置管理者等が実施する効率的な駐車区画の利用の取組等について周知を図ることが必要。

④不適正駐車対策等制度の実効性確保

- ハード・ソフトの不適正利用対策について、実効性や効果を踏まえつつ全国展開を図ることが必要。
- 一方、罰則等の導入を検討するにあたっては課題が多く、不適正利用対策の効果も踏まえつつ、継続して議論を行う。

■車椅子使用者用駐車施設のハードの整備方策

①車椅子使用者用駐車施設の基準

- 設置数に係る基準については、適正利用の推進と併せて、ニーズや実態面等を踏まえた検討が必要。
- そのため、基準等に基づく駐車区画の適切な整備を進めつつ、屋根や庇の設置、区画の表示方法、車後方からの乗降場所の確保等各ガイドラインの充実化や周知を図る。

②既存施設への対応

- 敷地の制約等からハード面での対策が困難な場合があり、ソフト的対応を含めた取組の検討が必要
- そのため、既存施設を改善・改修した事例や運用面での工夫により対応を可能とした事例の周知を図る。

③機械式立体駐車施設

- 車椅子使用者が円滑に利用可能な環境が十分に確保されていないことが課題。
- そのため、車椅子使用者対応駐車設備の利用上の留意点とともに、取組事例の収集に努め、周知を図る。

④コインパーキング等小規模駐車場

- 都市部の小規模駐車場の駐車区画不足が課題。
- そのため、まちづくりと連携して駐車場施策を検討し、各地域で適切に車椅子使用者用駐車施設の確保がなされるよう、取組事例の収集に努め、周知を図る。

今後の対応

○各種ガイドラインの改正等の検討への反映

- 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

○車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関する指針の作成(令和4年度中)
[主な予定]

- 令和4年度も引き続き検討会の開催
- 多様な障害当事者、地方公共団体、施設設置管理者等も含めた意見交換の実施

○車椅子使用者用駐車施設等の適正利用キャンペーンの実施

○取組事例の収集・周知

- 既存駐車場において車椅子使用者用駐車施設を増設した事例
- まちづくりと連携して車椅子使用者用駐車施設を確保した事例等

高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーンについて

キャンペーン概要

改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「高齢者障害者等用施設等※の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行。

本施行を踏まえ、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」を推進。

※高齢者障害者等用施設等
バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指す。

～ キャンペーンポスター ～



（バリアフリートイレ）（車椅子使用者用駐車施設等）（旅客施設等のエレベーター）（車両等の優先席）

令和3年度実績

■実施期間

令和3年12月3日(金)～令和4年1月7日(金)
※12月3日(金)～12月9日(木) 障害者週間

■ポスター・チラシ配布枚数

・ポスター 約6万枚
・チラシ 約19万枚

■協力団体、機関等

・公共交通事業者等
・ショッピングセンター
・百貨店
・道の駅
・高速道路会社
・地方公共団体等 など

～令和3年度配布団体数

バリアフリートイレ 約1,120、車椅子使用者用駐車施設等 約1,720
旅客施設等のエレベーター 約210、車両等の優先席 約340
※同一団体等で複数の施設種別を管理している場合はのべ数でカウント。

■SNSを活用したキャンペーン実施の周知

・国土交通省公式Twitter

■トイレマナー講習会の実施

・地方運輸局主催のバリアフリー教室の1コマ（2回）

各地方局等の取組

- 庁舎内におけるポスター掲示
- チラシの配布
- 「バリアフリー教室」でバリアフリートイレの適正利用に関する講習会の実施

経緯

- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を受け、公共交通事業者による一定水準の接遇を全国的に確保するため、平成29年度、交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を作成・公表。さらに、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日)を踏まえ、令和2年度、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン 別冊(認知症編)」を追補。
- 一方、昨年来より、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、公共交通事業者では既に感染防止対策をそれぞれ講じているところ。**今般のオリパラ東京大会の開催に向け、改めて、障害当事者や交通事業者へのアンケート、ヒアリング等を実施し、高齢者・障害者等の困りごとを整理するとともに、感染対策を踏まえた障害当事者等に対する適切な接遇内容をガイドラインとしてとりまとめ、交通事業者に周知・徹底を図ることとする。**なお、オリパラ終了後は、ガイドラインの内容と実態を検証し、必要な見直しを行う等オリパラのレガシーとする。

概要

※学識経験者や障害当事者団体等を委員とする検討会でとりまとめ。(7月8日)

1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた接遇の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの人が利用する公共交通機関における高齢者・障害者等への接遇場面では、感染症対策を踏まえた「新たな対応のあり方」が求められている。
- 具体的には、現在、旅客等に対して、マスクの着用、会話を控える等の感染対策への協力を仰いでおり、**コミュニケーションがとりにくい状況**。このため、高齢者・障害者等に対する接遇では、まず**職員が積極的に、①当事者が求めている支援内容を確認するとともに、②当事者への支援内容を適確に伝えることが必要**。また、高齢者・障害者等が安心して支援を受けられるよう、**感染症対策に即したコミュニケーションや支援を簡潔に行う等の接遇上の配慮**を行うことが重要。

2. 感染症対策下で生じている新たな課題(当事者の具体的な困りごと等)

- **声かけや見守り等の支援を受けにくい** (ソーシャルディスタンスの確保等の感染対策により、旅客や職員等からの支援を求めることをためらう 等)
- **これまでのコミュニケーションや接遇が受けにくい** (マスク着用等で聞き取りにくい、口元が見えず話しているのか分からない、体に触れにくい 等)
- **感染症対策設備が利用しにくい** (消毒液や検温設備の位置や使用方法が分かりにくい、適切な距離の取り方等が分からない 等)
- **感染症対策がしづらい、理解しにくい** (障害の特性上、マスク着用が難しい、会話を控える等の対策内容が理解しづらい 等)
- **新たな工夫が求められている** (予約、各種手続き等を非接触、短時間で行う等の工夫が必要となっている 等)

3. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上での接遇のポイント

- 変わらず「**まず声かけ、そして必要な支援**」を行うことが重要 (感染対策を講じている旨の伝達、斜めから声がけ、支援必要性の有無の確認 等)
- **コミュニケーションツールを準備**する (口元が見えるマスク、フェイスシールドなどの活用、マイクや筆談具、コミュニケーションボードの活用 等)
- **感染症対策設備の設置方法や変更事項等の伝え方に配慮**する (消毒液等を異なる高さで設置、文字・イラスト・音声による案内、情報提供 等)
- **感染症対策についての情報提供**を行う (事業者が行う感染症対策を文字、音声、Web等で情報発信、マスク着用が困難な旅客について周囲に理解を求める対策(ヘルプマーク等の掲示)の呼びかけ 等)
- **感染症対策下における新たな工夫** (チケットのオンライン購入等、ICTの更なる活用 等)

キャンペーン概要



『ベビーカーマーク』

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道や車両スペース等）を表示。ベビーカーマークは平成27年5月に JIS 化。ベビーカーマークのあるスペースについて一般利用者の配慮を呼びかけ。

国土交通省では、平成26年より**毎年5月頃、ベビーカーキャンペーン**として、「ベビーカー利用にあたってのお願い」と「ベビーカーマーク」を広く周知・浸透させる取組を実施。

令和3年度実施概要

○ベビーカーキャンペーンの実施

駅や鉄道・バス車両、商業施設などにおいて、ポスターやチラシ、デジタルサイネージ等により周知。

	ポスター	チラシ配布
駅、車両等	約37,400枚	約38,600枚
建築物	約1,900枚	約6,800枚

※その他、アナウンスを実施するなど事業者独自の取り組みを実施。

- 国土交通省公式ツイッターへの掲載
- ポスターや チラシ、デジタルサイネージ等により周知
- 国土交通省HP等においてベビーカーマーク及びキャンペーンの実施の周知
- 政府広報ラジオ番組にて放送
- 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発

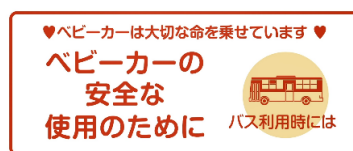
等



ポスター



チラシ



車内デジタルサイネージ

公共交通機関における子ども用車椅子の取扱いについて

子ども用車椅子(バギー型車椅子)の特徴

姿勢を保てない等の子どもが、背もたれの角度を変えられたり、姿勢を固定できたりする「バギー型」の車椅子を利用。ベビーカーと間違えられ、必要な介助が受けられない場合があるため、配慮することが重要。(※)

○折りたためない

車椅子であり、座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、車体を折りたたむことは容易ではない。

○重量がある

車椅子自体の重量に加え、医療機器を搭載している場合もある。車体を持ち上げて大きな段差などを超えることは非常に困難。

○「子ども用車椅子マーク」を付けた利用者あり

※ベビーカーを子ども用車椅子と同じ目的で使用している場合もある。



認知度向上に向けた各種取組

○公共交通事業者等への周知

公共交通事業者への周知を行うとともに、駅や鉄道・バス車両、商業施設などにポスターを掲出。



○子ども用車椅子マーク

「子ども用車椅子」だと判別しやすいように、団体等にて独自にマークを作成。

＜子ども用車椅子マークの一例＞



一般社団法人mina family

マムミニョンペッシュ

共生社会ホストタウンについて

共生社会ホストタウンは、パラリンピアンを受入れを契機に、各地における共生社会の実現に向けた取組を加速し、2020年以降につなげていくもの（2017年11月に創設、現在の登録件数105件※）

○ パラリンピアンとの交流

東京2020大会直後の交流も含め、幅広い形でのパラリンピアンとの交流を通じ、パラリンピックに向けた機運を醸成するとともに、住民がパラアスリートたちと直に接することで、住民の意識を変えていく。

○ 共生社会の実現に向けた取組

障害のある海外の選手たちの受入れを契機に、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

※共生社会ホストタウン登録済み自治体（2021年5月28日現在）

釧路市、滝川市、弘前市、三沢市、遠野市、仙台市、大館市、鶴岡市、酒田市、東根市、福島市、渋川市、富岡市、成田市、浦安市、世田谷区、江戸川区、国分寺市、川崎市、小松市、富士河口湖町、浜松市、名古屋市、伊勢市、守山市、神戸市、明石市、鳥取市・鳥取県、益田市、広島市、宇部市、鳴門市・徳島県、高松市、北九州市、飯塚市、田川市、築上町、大分市、中津市、佐伯市、宮崎市 ほか（計105件）



台湾パラ陸上選手と小学生との交流（高松市）



カナダ車いすラグビーチームと小学生との交流（三沢市）

登録件数 計105件

都道府県	登録団体名	都道府県	登録団体名	都道府県	登録団体名	都道府県	登録団体名
北海道	札幌市	群馬県	みどり市	新潟県	長岡市	兵庫県	三木市
	登別市		邑楽町	石川県	金沢市	奈良県	大和郡山市
	釧路市	埼玉県	富士見市		小松市	鳥取県	田原本町
	滝川市		北本市		志賀町	島根県	鳥取市・鳥取県
	江差町		三芳町	福井県	福井市	島根県	益田市
青森県	弘前市		本庄市	山梨県	山梨市		邑南町
	三沢市	千葉県	成田市		富士河口湖町	広島県	広島市
岩手県	遠野市		柏市	岐阜県	岐阜市・岐阜県		廿日市市
	陸前高田市		浦安市		岐阜市		府中市
	一戸町	東京都	世田谷区	静岡県	静岡市	岡山県	岡山市
宮城県	仙台市		練馬区		浜松市		真庭市
	登米市		足立区		焼津市	山口県	宇部市
	加美町		江戸川区		伊豆の国市	徳島県	鳴門市・徳島県
秋田県	大館市		三鷹市	愛知県	豊橋市	香川県	高松市
	仙北市		武蔵野市		名古屋市	愛媛県	松山市・愛媛県
	能代市		町田市	三重県	伊勢市	福岡県	北九州市
山形県	鶴岡市		国分寺市		鈴鹿市		飯塚市
	酒田市		西東京市		志摩市		田川市
	東根市	神奈川県	横浜市	滋賀県	守山市		築上町
	村山市		川崎市		甲賀市		大川市
福島県	福島市		平塚市・神奈川県	大阪府	池田市	長崎県	島原市
	猪苗代町		藤沢市・神奈川県		守口市	大分県	大分市
茨城県	潮来市		厚木市		大東市		別府市
栃木県	那須塩原市		小田原市・神奈川県	兵庫県	神戸市		中津市
群馬県	渋川市		大磯町・神奈川県		明石市		佐伯市
	富岡市		箱根町・神奈川県		加古川市	宮崎県	宮崎市
						鹿児島県	龍郷町

共生社会ホストタウンへの働きかけ等について

これまでの取組

- 東京大会を契機としたバリアフリー法による取組の強化と共生社会ホストタウンへの取組の強化が重要であることから、オリパラ事務局と連携した働きかけを実施。

バリアフリー法

マスタープラン・基本構想の作成

共通する目標：
「共生社会」の実現

共生社会ホストタウン

「UDの街づくり」と「心のバリアフリー」

- R2バリアフリー法改正により、共生社会ホストタウンの取組を大会の東京大会のレガシーとして取り込んだところ。

マスタープラン・基本構想

「ハード」・「ソフト」一体的な計画へ

心のバリアフリーの強化

共生社会ホストタウン

「UDの街づくり」と「心のバリアフリー」

大会後の取組

- 東京大会後は、共生社会ホストタウンにおける「UDの街づくり」と「心のバリアフリー」を、国土交通省において主導的に支援していく。
- 具体的には、本省・地方運輸局等の支援体制を強化し、「マスタープラン」「基本構想」や「バリアフリーマップ」等の作成を更に促進。（地方運輸局等においては、引き続き、様々な機会を捉えた首長等への働きかけを実施）
- 共生社会ホストタウン連絡協議会のネットワークを活用し、マスタープラン・基本構想の作成や心のバリアフリーの推進に関する情報発信を行っていく。

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する取り組みについて

文 部 科 学 省

○公立小学校施設のバリアフリー化に関する令和7年度までの国の目標

バリアフリー法に基づく基本方針における目標期間となる令和3年度から令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うため、以下のとおり国の整備目標を設定した。

車椅子使用者用トイレ	：	避難所に指定されている全ての学校 に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95％に相当
スロープ等による段差解消	：	全ての学校 に整備する※1
エレベーター	：	要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校 に整備する ※校舎については、令和2年度調査時点で総学校数の約40％に相当

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

○バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ

令和3年4月から大規模改造(障害児等対策)の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引き上げた。

※3 このほか、令和2年12月に「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂し、学校設置者に対し、バリアフリー化の加速を要請。

○バリアフリー化に関する更なる取組

既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう支援を行った。

- ・ 公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー（令和3年10月～）

（公開URL）<https://www.youtube.com/playlist?list=PLptIfvukPumKBAIbWhqB0woYwr2IMqlrL>

- ・ 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口（令和3年11月～）

（公開URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01692.html

※4 このほか、令和4年3月に学校施設のバリアフリー化に関する好事例を取りまとめ、春に公表予定。

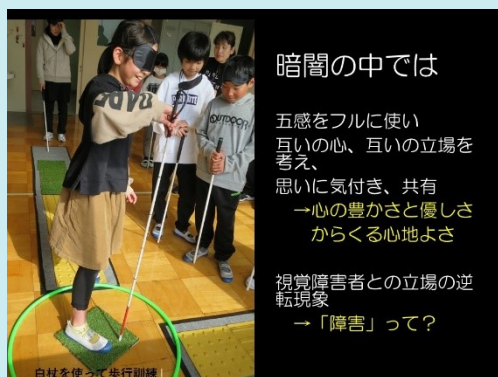
※5 さらに、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況についてフォローアップを継続的に実施予定。



「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
(長野県)
国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



【北海道分科会】室蘭線白老駅の点字表記等の見直し

【背景】

- 一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会（以下、連合会）がJR白老駅からウポポイまでの誘導環境を調査した「民族共生象徴空間 ウポポイの視覚障害者誘導環境調査報告書」において、白老駅のホームから駅出入口までの点字表記等の見直しの提案あり。
- 提案の内容は以下のとおり
 - ・テキストなどによる詳細なアクセス情報の提供や、現在の点字による案内の表現の工夫が必要（具体的な提案内容）連絡通路を進んで行くと2か所エレベーターを利用する場があるが、操作パネルの押しボタンの点字表記が統一されていないなどの関係で、現在自分がいる階の把握に戸惑う可能性が大きい。よってこのエレベーターの案内表記について検討が必要。

○ 提案に対する状況確認

日 時：令和3年11月16日 10時～10時30分
参加者：（一社）北海道視覚障害者福祉連合会、北海道運輸局

○ 現地での検証

日 時：令和3年12月13日（月）14時30分～16時
場 所：J R 白老駅
参加者：（一社）北海道視覚障害者福祉連合会、移動等円滑化評価会議北海道分科会 鈴木会長、白老町、J R 北海道、北海道運輸局

○ 検証結果

ラッチ内エレベーター及びかご内操作盤の改札・連絡通路の横に「1階・2階」を併記（例 1階改札）すると自分の位置が把握できるようになるので改善を提案。



【東北分科会】東北管内でのバリアフリー教室の実施

高齢者疑似体験

【開催概要】

実施日：令和3年6月24日（木）
場 所：仙台市立七北田小学校
参加者：小学校3年生 131名
主 催：東北運輸局
協 力：仙台市社会福祉協議会
泉中央地域包括支援センター

高齢者疑似体験グッズを着用した状態での歩行、階段の昇り降りを児童に体験していただきました。ゴーグルを付けることで視界が悪くなっているため、慎重に階段に向かっていった姿が印象的でした。

【主な感想】

- ・『高齢者は普段体が重く、動きづらいことが分かった。』
- ・『階段を昇り降りをする時、結構大変だった。』



高齢者疑似体験

【開催概要】

実施日：令和3年6月30日（水）
場 所：仙台市立住吉台小学校
参加者：小学校4年生 56名
主 催：東北運輸局
協 力：仙台市社会福祉協議会
根白石地域包括支援センター

高齢者疑似体験グッズを着用した状態での歩行、軍手を着用した状態で物を掴む体験を児童にさせていただきました。軍手を着けることにより掴みづらくなっているため、本来であれば簡単にできる作業に苦戦している様子でした。

【主な感想】

- ・『高齢者がこんなに体が重いことや固いことが分かり、普段から大変な思いをしていることが分かった。』
- ・『足首に重りつけてみて、最初は平気だったが後から重さが効いてきた。』



UDタクシーを使った車いす利用者の乗降・介助体験

【開催概要】

実施日：令和3年10月18日（月）
場 所：山形運輸支局
参加者：タクシー事業者社員 10名
主 催：山形運輸支局
協 力：山形トヨペット株式会社
社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
一般社団法人 山形県ハイヤー協会
山形県ハイヤー・タクシー協会

山形トヨペット株式会社の職員からはUDタクシーでの操作方法や特徴を、社会福祉法人山形市社会福祉協議会の職員からは車いす利用者に対する声かけや車いすの操作方法を説明していただきました。

【主な感想】

- ・『UDタクシー車両を使った実際の動作確認や体験は参考になった。』
- ・『地域交通の希望の星となるタクシー会社になるよう取り組んでいきたいと感じた。』



【東北分科会】東北管内でのバリアフリー教室の実施

仙台バリアフリーツアーセンターの皆様にご協力をいただき、当局の若手職員に対して『合理的配慮と差別解消』というテーマで、講話とグループディスカッションを行っていただきました。普段の業務では聞くことができない障害当事者からの体験談を聴くことで、今後の業務に生かしていただければ幸いです。また、今回は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン形式での開催となりました。当局としては初のオンライン形式でのバリアフリー教室開催となり、来年度以降のバリアフリー教室の幅を広げる教室となりました。

【開催概要】

実施日：令和4年2月16日（水）

場 所：東北運輸局 2 階会議室（オンライン併用）

参加者：係員クラスの若手職員 15 名

（そのほか約 20 名の聴講者あり。）

主 催：東北運輸局

協 力：特定非営利活動法人 仙台バリアフリーツアーセンター

【内容】

①講話（『合理的配慮と差別解消』について法律の説明や講師の方々が実際に体験した事例等）

②グループディスカッション（講話内容を踏まえた課題検討について、班での討論結果を資料にまとめ、発表）



講師の皆様

【参加職員からの感想】

・障害のある方から経験や日常生活の中で感じていることを実際にお聞きできる機会はないかと思うので、**バリアフリーについての自分の考えやとらえ方について改めて考える良い経験になりました。**

・日常生活で私たちにとってはあたりまえだと感じていることが、障がいがある人にとっては、大きな壁となっていることを知らなかった。**日常のあたりまえを少し変えるだけで、どんな人も住みやすい社会になると知り、これから生活していく中での経験に繋がると思った。**

障害者について、紙の資料等で学ぶことよりも直接きくことで、事業者に今までよりもより親身になって接することができると思った。

・**障害のある方々の視点も持ちながら**自分がこれからできること、今すぐにでもできることはないか考え、行動したいと思いました。



講話の様子



グループディスカッションの様子



オンラインの様子

関東運輸局では、前回、令和3年7月13日にプロモーターの長野博一先生(福島大学特任准教授)のご協力に続き、徳田良英先生(帝京平成大学教授)にご協力頂き、筑西市からバリアフリーマップの作成に関して補助を受けている細谷高等専修学校において、バリアフリーに関する講義と車いすの使用方法に係る実技講習を行って頂きました。

1.派遣日時

- ・日 時: 令和4年1月11日(火)
- ・場 所: 細谷高等専修学校(茨城県筑西市)
- ・対象者: 福祉専攻コース2年生28名、3年生7名

2.講義及び実技



高齢化の進展状況には大きな地域差があり、地域の特性に応じて住まい、医療、介護等を作り上げることの必要性、誰にでも使いやすい建築物を作るには設計段階から利用者が参加することが大切であることのほか、車いす利用者への配慮やサインのわかりやすさに関する事例等の講義をされました。



車いすを動かす際には「今から動きますよ」等こまめな声かけが重要。また、自力で傾けられる角度はこのくらいで、できるようになるまでは時間がかかる上に転倒すると危険なため、生徒がペアになって行いました。元に戻すときには手助けがあるとスムーズになることがよくわかりました。

3.アンケート結果

- ・一つ一つの動きを丁寧に教えてくれてとてもわかりやすかった。
- ・自分の知らないところ、気づかないところでもバリアフリーなどが使われていることを初めて知った。(埼玉のアウトレットなど)
- ・一つ一つが大事で、車いすの乗る側の人と押す側の人とのコミュニケーションを取った方がいいとわかった。
- ・見るのと実際に体験するのでは全然違って、自分が介護する側の時の声かけや丁寧な対応が大切だなと思った。
- ・普段の車いすの授業とは異なり、一人で乗っている時のことも学べてよかった。
- ・誰かのために講義で受けた事を活用して少しでも役に立ちたいと思った。
- ・片足片腕が麻痺したら動かすのがとても難しいから、そのような人達がいたら補助についたり、助けてあげたりしたいと思った。

日時： 令和3年12月3日(金) 10:50~12:20

場所： オンライン形式

参加者：富山短期大学 幼児教育学科の学生 81名

○実施概要

コロナ禍の中、人同士の接触を避ける開催方法として、日本財団パラリンピックサポートセンター（2022.1~日本財団パラスポーツサポートセンター）が提供するオンライン版「あすチャレ！Academy」のプログラムを活用しワークショップ型で開催。パラアスリートが講師となり、オンライン上で参加者とコミュニケーションを取りながら、疑似障害者体験（目をつぶって駅のホームの音を聞く）や、サポート方法の実演等を学んでもらい、共生社会や心のバリアフリーを理解・体現できるよう意識醸成を図りました。

○参加者の声

- ・過去に白状を持った人を見たことがあり、その時はそのまま通り過ぎてしまったが、「何かお手伝いすることはありますか？」という声かけが、安心感をもたらしたり、コミュニケーションにも繋がったるので、これからは困った人がいたらすぐに助けてあげられるようにしたい。
- ・もし視覚的な障害のある方に街中で出会ったら「大丈夫ですか？」と聞くのではなく、「何かお手伝いすることはありますか？」と、答え方に選択肢のある聞き方を実践してみたい。
- ・声の掛け方や、伝え方などのポイントを知ることができたので、自分から積極的に声をかけたいと思う。
- ・簡潔に分かりやすい説明で、自分が思っていた障がいの世界とは見え方が変わってきた。
- ・実際に実践しながら視覚障害の方への声のかけ方を説明している点が分かりやすかった。
- ・オンラインではなくて、実際にきいてみたいと思うくらい楽しかった。
- ・上下肢障がいのことについて、配慮点や車椅子を押すときの注意点などを教えていただきたかった。
- ・パラリンピックについて、どんな競技があるのか、どのように障がいの程度が分かっているのか、もっと知りたいなと思いました。
- ・日本のバリアフリーは海外と比べるとどれくらい進んでいるのか？または遅れているのか？そして、いま自分たちにできることは何かが知りたい。



【北陸信越分科会】2021.下期における取組事例

■新潟駅の周辺整備について（聴覚障害者の方からの意見）

分科会委員である聴覚障害者の方から、「現在、新潟駅周辺で改修工事が行われているが、意見や要望についてはどこに言えばよいのか？」との質問があった。

新潟市では、新潟駅の高架化事業や駅周辺の改修工事が行われており、駅前広場の改修については、当事者の代表的な立場の方も含めた関係者による検討委員会が設けられているが、趣旨を伝えたところ、市担当者聴覚障害者団体代表による意見交換の場が設けられた。

市に対しての要望については可能なものは対応していただくこととなり、駅構内の要望については事業者伝えていただいた。
(2021.9月)

■路線バスのスロープについて（車いす利用者の方からの意見）

分科会委員である車いす利用者の方から、「年式が古いバス車両のスロープは、ガタ付きがあったり、格納ができなくなったりする車両があったりで、路線バスを利用する側としてはとても不安。定期点検整備の強化、運転者に対するスロープの適正な使用方の教育面の強化をしてほしい」との意見が寄せられたことを契機に、事業者の営業所を訪問。

スロープの不具合に関しては、降雪による水滴や融雪用の塩化カルシウムが付着すること等が劣化進行の原因となっていること、法定点検時に点検確認をしていること、運転者に対し指導教育を行っていることを聞き取り現認した。
(2021.12月)

格納式スロープ（ノンステップバス）



高さ: 20cm

格納式スロープ（ワンステップバス）



高さ: 59cm

反転式スロープ



高さ: 15cm

■分科会事務局の接遇体験

分科会委員である車いす利用者の方から、施設見学会当日の最寄り駅⇄現地までの間、移動時の簡単な介助依頼があり、分科会事務局が介助者として一緒に行動した。

電車の降車（スロープ利用）、駅構内の移動方法、駅を出てからタクシー乗り場までの動線、福祉タクシーの乗車方法、構造、安全性・快適性などを当事者目線で体験した。
(2021.10月)

【駅ホームへの降車】



【エレベータによる移動】



【福祉タクシーへの乗車】



【福祉タクシーからの下車】



中部運輸局静岡運輸支局では、令和3年12月9日（木）に、三島市立北小学校の小学3年生を対象にバリアフリー教室を行いました。

開催日程：令和3年12月9日（木）

開催場所：三島市立北小学校

主催：中部運輸局静岡運輸支局、三島市、
社会福祉法人 三島市社会福祉協議会

協力：三島市身体障害者福祉会
株式会社 東海バス沼津営業所

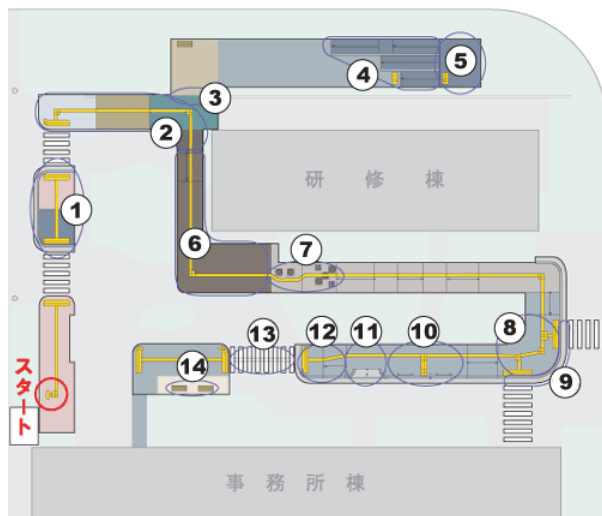
参加者：小学校3年生 111名

視覚障がい者の方に講話をいただいた後、各グループに分かれて、車いす体験（ノンステップバス乗降体験含む）、バリアフリークイズに取り組みました。



- 中部技術事務所の構内には、バリアフリー体験歩道施設があり、開庁日の午前10時から12時まで、および午後2時から4時まで体験参加を受付。
- 令和3年度は一般の方など計25名が体験教室に参加。（令和3年12月末時点）
- 車いす体験やアイマスクを着用した視覚障害の体験を通じて、障壁（バリア）を実感し、バリアフリーについての理解を深めた。

バリアフリー体験施設の概要



【体験メニュー】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①透水性舗装 | ②誘導ブロックと舗装面の輝度比 |
| ③グレーチング（側溝のふた） | ④スロープ（坂路） |
| ⑤車いすの回転スペース | ⑥ガタツキの少ないブロック舗装 |
| ⑦誘導ブロックとマンホール | ⑧交差点付近の誘導ブロック |
| ⑨横断歩道に接続する歩道と車道の段差 | ⑩バス停 |
| ⑪車両乗り入れ部 | ⑫斜めの誘導ブロック |
| ⑬エスコートゾーン | ⑭ユニバーサルデザインベンチ |



車いす体験の様子



視覚障害の体験の様子

【近畿分科会】長岡京市立長岡第四小学校でバリアフリー教室を開催

※コロナ対策のため、マスク着用、検温、手指・器材の消毒、換気を徹底して実施しました。

令和4年1月21日(金)京都府にある長岡京市立長岡第四小学校において、小学4年生52名(2クラス)の児童を対象に当局が主体となってバリアフリー教室を開催しました。

今回は長岡京市の声かけにより、バスとタクシーの2業者にご協力いただき、学校にノンステップバス1台とUDタクシー・EVタクシー・一般のタクシーの3台をご用意頂きました。

校庭では、バスやタクシーそれぞれのバリアフリーの工夫を学ぶと共に、より身近に公共交通機関を感じて利用してもらえるよう、バス・タクシーの乗り方についてもレクチャーを受けたり、実際に体験をしました。

体育館では、簡単な車いすの自走・介助体験や視覚障害疑似体験をしました。

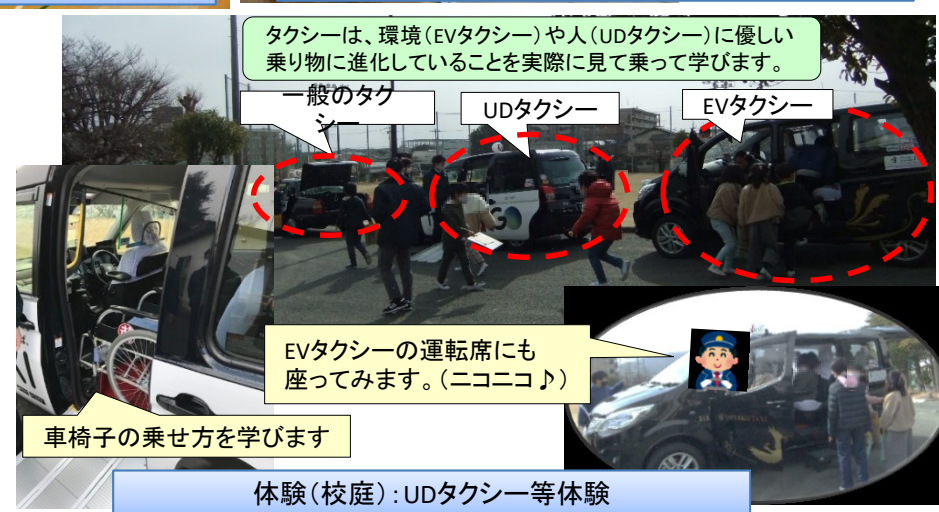
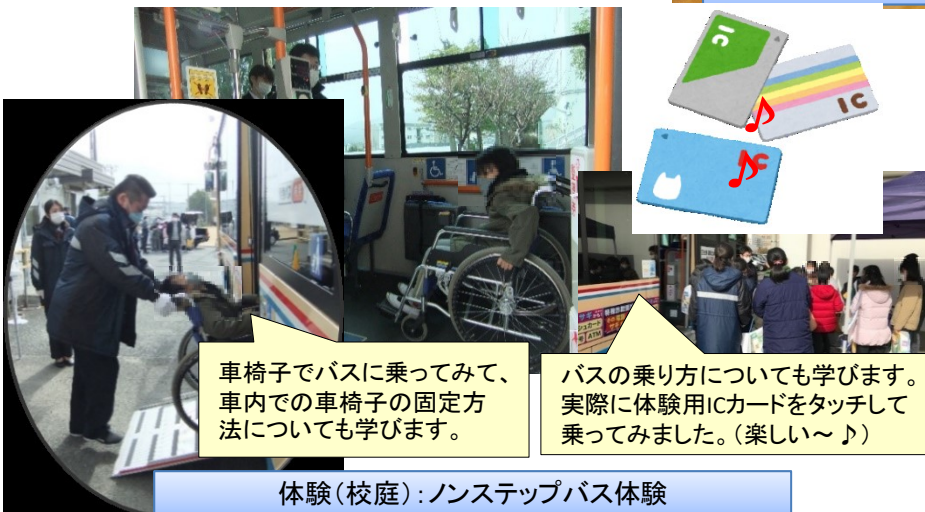
参加した児童は、「困っている人がいたら手伝いたい」「点字ブロックなどバリアフリーが自分の知らないところでたくさんあって生活に生かしたい」など、様々な感想を寄せてくれました！

【関係機関】(順不同)

- ・長岡京市
- ・長岡京市立長岡第四小学校
- ・阪急バス株式会社
- ・都タクシー株式会社
- ・長岡京市社会福祉協議会

令和4年1月21日(金) 9:35~12:10(2時間35分)

- 挨拶
- 講義 「心のバリアフリーについて」
(バリアフリー推進課)
- 体験
 - ①視覚障害疑似体験
 - ②車椅子ミニ体験
 - ③ノンステップバス体験
 - ④UDタクシー等体験
- まとめ・質疑応答



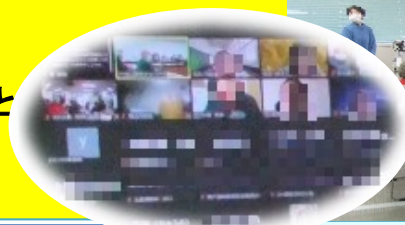


【近畿分科会】移動等円滑化評価会議 意見交換会 (令和4年1月19日開催)

・年1回の近畿分科会の補完的役割で実施。

(目的)

- ・各地でそれぞれに取り組んでいる活動を関係部局と共有すること
- ・障害当事者の声を聞いて一緒に考え、取り組むこと。
- ・近畿分科会での評価する仕組みの確立を目指すこと。



参加者(順不同)

【アクセス関西ネットワーク】

参加者24名(会場7名、Zoom17名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1 六條友聡 | 13 平下泰幸 |
| 2 中村 香子 | 14 足立誠 |
| 3 尾上浩二 | 15 石田義典 |
| 4 三原ひろみ | 16 中嶋英善 |
| 5 愛原太美代 | 17 山名 勝 |
| 6 堀 篤子 | 18 登り口倫子 |
| 7 山下大祐 | 19 山田 正人 |
| 8 岸本 慶子 | 20 西條和也 |
| 9 野瀬時貞 | 21 下出真輝治 |
| 10 大藪光俊 | 22 妹尾美紀 |
| 11 寺田さち子 | 23 堀之内 和弘 |
| 12 石地かおる | 24 鈴木千春 |

【分科会委員】

参加者8名(会場2名、Zoom6名)

- 1 近畿大学 三星 昭宏
- 2 (特非) WACわかやま 神徳 佳子
- 3 和歌山大学 辻本 勝久
- 4 大阪大学 新田 保次
- 5 (特非) 滋賀県脊髄損傷者協会 前野 奨
- 6 (福) 大阪手をつなぐ育成会 小尾 隆一
- 7 (特非) 兵庫県難聴者福祉協会 渡部 安世
- 8 アクセス関西ネットワーク 吉川 ひとみ

【事務局】

近畿地方整備局 大阪航空局
神戸運輸監理部 近畿運輸局

日時: 令和4年1月19日(水) 14:00~16:00
場所: 大阪合同庁舎第4号館 13階 大会議室
開催方法: WEB(zoom) + 対面

【参考: コロナ対策について】 ※極力WEB参加を推奨

会場の換気・アクリル板使用、配席を工夫
対面参加者には、検温・手指消毒、マスクの徹底。

議 事

- (1) 司会より進行説明
- (2) 三星分科会長から挨拶
- (3) 近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課挨拶
- (4) 近畿分科会 聴覚障害当事者委員からの意見
- (5) 近畿分科会 精神障害当事者委員からの意見
- (6) 無人駅における障害種別による課題点の共有
(聴覚・精神・視覚・車椅子及び介助者からの視点)
- (7) 前半の意見交換 【12分】
- (8) アクセス関西ネットワークの意見提起
「当事者参画の仕組みの重要性」
・「UDタクシーについて」
(乗車拒否・アプリ利用の使いづらさ・車両課題)
・神戸市交通局三ノ宮駅課題のEV裾と押し釦検証会実施報告
・「セレッソ大阪との協議経過と課題」
・大阪メトロAIシステム実証実験視察報告
・大阪万博に向けて
- (9) 後半の意見交換
- (10) 事務局(四官署)より一言
(近畿地方整備局、大阪航空局、神戸運輸監理部、近畿運輸局)
- (11) 三星分科会長からまとめ
- (12) 終わりの挨拶・連絡事項(司会)

①報告事項

<好事例>

●関空フォローアップ検討会

<実施報告>

●大阪メトロAIシステム実証実験

(野田阪神駅「視察」)

●三宮駅EV改修問題

(モックアップ検証会)

②要望事項

●ロープウェイ聴覚障害者単独乗車拒否

(正しい合理的配慮とは? 移動等円滑化基準整備内容の変更要望)

●無人駅(障害種別ごとの問題・課題点を共有)

●大阪万博

(当事者参画する仕組みをスタンダード化していくよう要望)

③その他(提案事項等)

●UDタクシー

(アプリ・車両の課題について意見交換、運転手の研修提案)

●長居スタジアム(セレッソ大阪)

(ハード整備・運用マニュアルの必要性について、法の抜け穴、官民連携の責任の曖昧さ等)

【近畿分科会】 駅ホームや鉄道車両を活用した視覚障害者の歩行訓練(阪神電気鉄道)

令和3年10月18日(月)阪神大阪梅田駅・武庫川駅・甲子園駅にて、日本歩行訓練士会、阪神電気鉄道株式会社の協力のもと、駅ホームや鉄道車両を活用したホーム上での安全対策の向上を目的とする歩行訓練に視覚障害者の方3名が参加されました。

視覚障害者が駅ホームから転落する痛ましい事故が続いているところですが、転落事故を防ぐのに有効なホームドア整備には多くの時間や費用を要すること、構造等の要因で整備が困難なホームがあることから、ホームドアによらない転落防止対策の一環として、今回の歩行訓練が実施されました。

参加された視覚障害者の方々は、まず、大阪梅田駅にて歩行訓練士の指導のもと、ホームで様々なシチュエーションでの歩行訓練を行い、その後、武庫川駅へ電車に乗って移動し、実際に線路に降り立って、その高さ(深さ)を確認したり、鉄道車両に直に触れる等の体験をしたあと、甲子園駅へ同じく電車に乗って移動し意見交換会を行いました。

令和3年10月18日(月)
12:00~15:10

- 挨拶・自己紹介・行程の説明
- ホームを使用した歩行訓練(移動)
- 軌道・車両体験(移動)
- 意見交換会
- 解散

①大阪梅田駅ホームにて歩行・乗降訓練



②軌道・車両体験



意見交換会

参加者のご意見

- 自分流になっているのを感じた。
- ホームの高さ・逃げ方を教えてもらえた。
- ゆっくり歩くのは技術がいると感じた。
- いつもと違い、乗降客がいないホームで訓練させていただいたことで、ホームを知ることができた。

訓練士のご意見

- こういった活動を行っていることを周知していきたい

【近畿分科会】「Be Smart KOBE」プロジェクトNaviLens実証実験に参加①

令和4年1月13日(木)及び24日(月)にナビレンスアプリの実証実験に参加した。

●「NaviLens(ナビレンス)」とは……

- ・視覚障害者向けアプリ
- ・スペインのアリカンテ大学のモバイルビジョンリサーチラボがNeosistecと共同で開発。
- ・スマートフォンのカメラでスキャンするだけで、読み取ったタグに含まれている必要な情報が得られる。
- ・バルセロナのメトロやバスに既に導入されている。

●使い方……

- ・アプリを立ち上げ、目的地を選択し、タグを読み込んでいくことで、目的地までの道案内情報が得られる。

●特徴……(https://www.navilens.com/ja/を参照)

- ・「**高スピード**(読み取り速度はほぼ瞬時)」
- ・「**長距離**(タグのサイズにより長距離からの読み取り可能)」、
- ・「**フォーカス不要**」
- ・「**歩行支援**(歩きながら使用しタグ情報を取得)」など。

●実証実験に至った経緯……

「Be Smart KOBE」プロジェクト(※)公募で、「NaviLens」等を用いて障がいのある方にとっても安全でスマートな移動の実現を目指す社会実験を提案していた(特非)アイ・コラボレーション神戸が選定されたため、当該実証実験を神戸市内(地下鉄三宮駅等)で行っている。

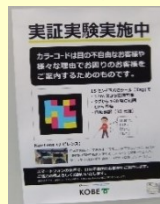
((※)令和元年度より最先端技術やデータを有する事業者からの提案を募集し、神戸市が市内での技術実証・実装を支援する市独自の取組)
(※本実証実験期間 令和3年12月下旬～令和4年3月31日まで)

●参加者……

- ・(特非)アイ・コラボレーション神戸
- ・滋賀県視覚障害者福祉協会 西村氏
- ・神戸市
- ・神戸市交通局

●ルート……

地下鉄三宮駅⇒ポートライナー⇒医療センター駅⇒神戸アイセンターまでの動線

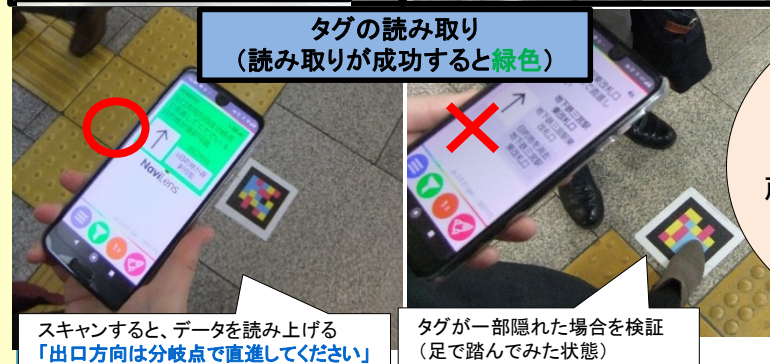


地面だけでなく、様々な場所に設置

曲がり角

券売機

タグの読み取り
(読み取りが成功すると緑色)

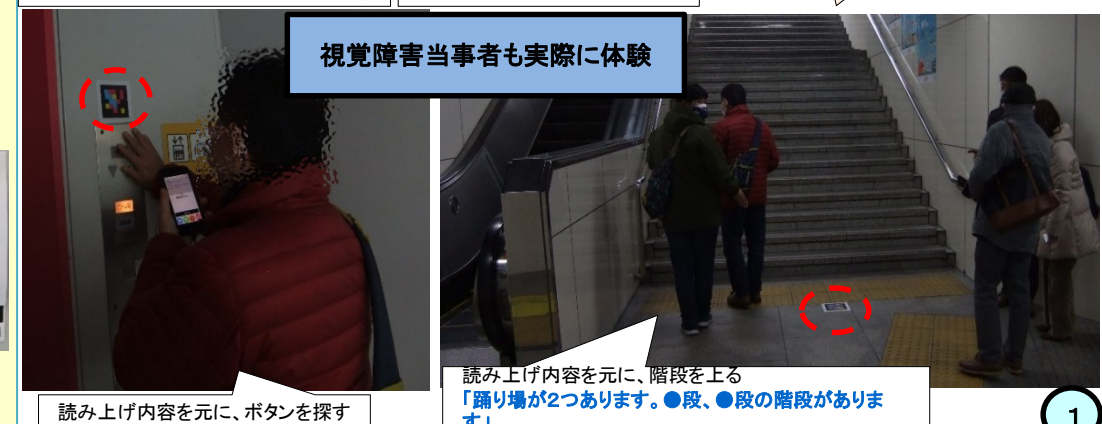


スキャンすると、データを読み上げる
「出口方向は分岐点で直進してください」

タグが一部隠れた場合を検証
(足で踏んでみた状態)

当事者からは、「体験してみて、目的地を何度も選択するのは大変。初めての場所では戸惑うが、2回目以降の訪問時はこの案内方法は有用。」という感想が寄せられました。

視覚障害当事者も実際に体験



読み上げ内容を元に、ボタンを探す

読み上げ内容を元に、階段を上る
「踊り場が2つあります。●段、●段の階段があります」

こんなところにも……

自販機

(タグを読み込むと、商品名を順番に読み上げる)



アサヒ飲料自動販売機。

この自動販売機では、12月21日現在、飲み物を販売しています。

硬貨投入口は、自動販売機、右側の腰の上ぐらいの高さにあります。

おさつ投入口は、硬貨投入口の左下にあります。

上から1段目 左から

- 1、ドデカミストロング、コールド、缶、130円
- 2、三ツ矢サイダーレモラ、コールド、缶、130円
- 3、ウェルチグレープ、コールド、ミニペットボトル、130円。
- 4、カルピスウォーター コールド

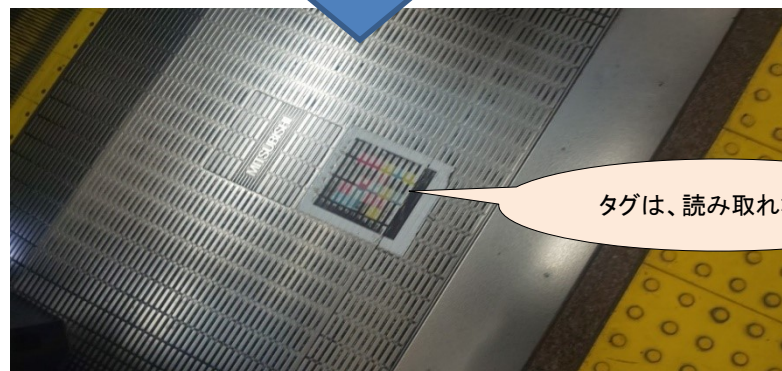


維持費等の問題点

タグは自分たちで作成することができるが、汚れ、めくれ等によるタグ交換（保守）に人的要素が必要のため、年間コストに影響していくと考えられる。



2ヶ月後



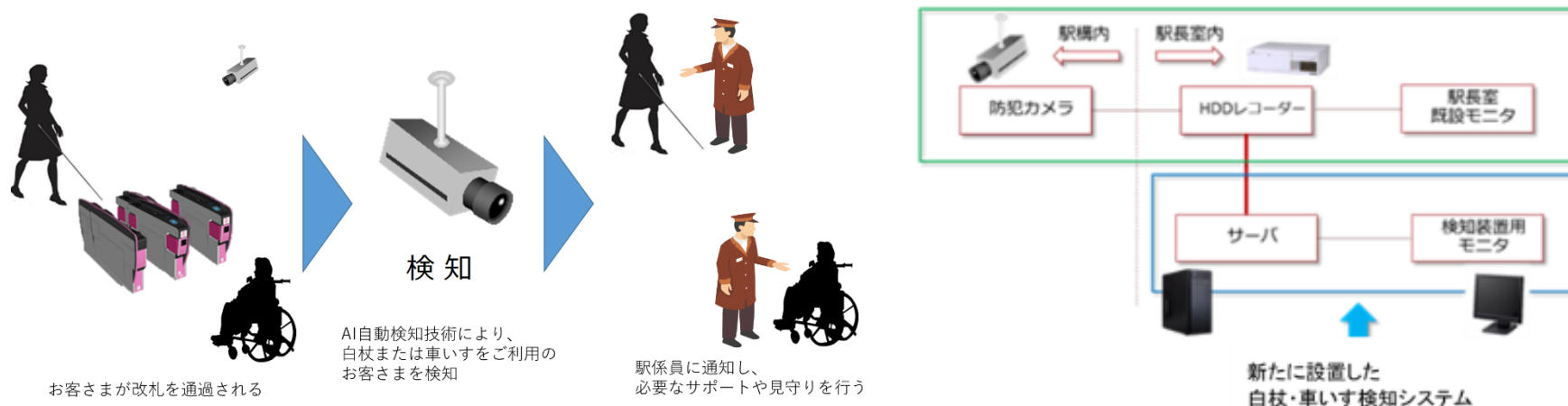
タグは、読み取れない！



視察日 : 令和3年11月11日
視察場所 : 千日前線 野田阪神駅
視察者 : 本省 総合政策局バリアフリー政策課 小高専門官、武藤係長
近畿運輸局バリアフリー推進課 大當課長補佐、清水専門官
説明者 : 大阪市高速電気軌道株式会社 運輸部駅務課 大森係長、野田阪神駅長 岡田氏、技術担当中川氏

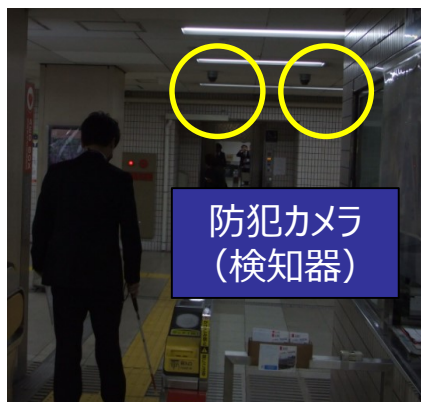
【実証実験概要】

1. 期間 : 令和3年11月2日～R4年3月31日（予定）
2. 場所 : 御堂筋線 長居駅、千日前線 野田阪神駅、長堀鶴見緑地線 今福鶴見駅・横堤駅
3. 実験内容 : 駅員が既存の防犯カメラを用いた検知システムにより、白杖または車いす椅子利用者を早期に気づき、必要なサポートや見守りに役立てられるかなどの運用面を検証する。



- ① 駅の改札付近に設置している既存の防犯カメラの画像を利用し、AI自動検知技術により白杖または車いすを検知する。
- ② 駅長室に設置した検知装置用モニターを通じて、検知結果を駅係員に通知。
- ③ 駅係員が向かい、必要なサポートや見守りを行う。

《改札口》



《駅長室》



AI技術画像解析により利用者が検知対象である白杖・車椅子使用者と判断すればアラートと共に通知される。
(駅係員が改札口に不在であっても、対応可能になる)



＜個人情報（安全）管理の徹底＞

- ・取扱者を限定
- ・外部のネットワークに接続しない
- ・日々自動でデータを消去。
- ・顔認証や行動追跡は行わない

駅係員が、乗車をサポート・見守り

《防犯カメラ映像》



白杖：「hakujo」、
車椅子：「wheelchair」とモニタに表示される。
数字（0.90、0.95）は確度を示す。

★杖や傘を白杖と誤検知する場合がある。（誤検知数を記録し、後日検証予定。）

【今後の展開】

現在は改札口だけであるが、ホーム転落防止の観点より改札内乗り換え時にも活用できるように検討。

【今後のスケジュール】

21年度 現検証を通じ、課題抽出。
23年度本格運用開始を目指す。

【その他先進的取り組み】

- ・駅職員全員がサービス介助士資格を保有。
⇒ソフト面を強化
- ・定期的な障害者団体との意見交換の実施。

【その他】

京阪・近鉄の一部の駅で導入している。

バリアフリー法の改正により、公共交通事業者は役務の提供の方法に関する基準の遵守義務が課されたところですが、今般、中国バス協会の協力を得て、バス事業者にバリアフリープロモーター（社会福祉法人もみじ福祉会理事長 井上一成氏）を講師として派遣し、乗務員向けのバリアフリー教室を開催しました。

■開催概要

- 日 時：令和3年12月18日（土）13:00～15:00
- 場 所：湯来南公民館（広島市佐伯区湯来町）
- 事 業 者：株式会社ささき観光
- 講 師：社会福祉法人もみじ福祉会理事長 井上一成
- 内 容：座学で「障害は人の優しさや環境によって補うことができる」ことを合理的配慮の提供方法等により学んだ後、高齢者や障がい者等への対応に関する事前質問に対する回答、車椅子の操作や視覚障害者の介助を体験。参加者は15名。

■事業者からの感想

毎年、年間計画を立て様々な乗務員教育を実施しているが、今回はバリアフリー研修として、高齢者や障がい者の特性を理解したうえで、乗降時における具体的な対応方法等を学ぶことができ大変勉強になった。今後も、高齢者や障がい者に適切な接遇・介助を行うことができるよう継続して乗務員教育を実施したい。



平成30年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(「バリアフリー法」)の一部改正により、当事者が参画し、政策内容の評価等を行う「移動等円滑化評価会議」が国土交通省において設置され、その評価会議の下に四国分科会が設置されました。

その四国分科会のなかで、四国全体だけでなく、各県の実状、課題を話し合う場を作ってほしいというご意見をいただき、この度、昨年の高知に続き、2回目となる県別意見交換会を徳島で開催しました。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、まん延防止等重点措置により、今年度はオンライン形式)

来年度は愛媛での開催を予定しており、今後も毎年各県で開催し、地域の課題を吸い上げる体制を作っていきます。

【開催概要】

1. 日 時 令和4年3月1日(火) 14:00~16:00
2. 場 所 四国運輸局 高松サポート合同庁舎南館4階会議室
3. 主な内容
 - ・四国運輸局優良事業者等表彰・表彰事例報告
 - ・事前意見・要望等の紹介及び回答
 - ・意見交換
4. 構成メンバー

徳島文理大学 藤澤教授 近畿大学 柳原助教授 徳島県内障害当事者6団体 四国旅客鉄道株式会社 徳島市交通局 徳島バス株式会社 徳島空港ビル株式会社	徳島県内関係協会 徳島県 徳島市 阿南市
---	-------------------------------



心のバリアフリー施策の推進(バリアフリー教室の開催)

高齢者や障がい者等の介助体験、疑似体験を通じて、バリアフリーについて理解を深めると共にボランティアに関する意識を高め共生社会の実現を目指します。

九州運輸局「バリアフリー教室」開催状況

	開催年月日	開催場所	参加者等
141	令和3年11月16日	香椎小学校(福岡市)	小学4年生105名
142	令和3年11月16日	宮崎カーフェリー	旅客航路事業に従事する船員及び運航担当者等 20名
143	令和3年11月18日	日の里西小学校(宗像市)	(19日までの2日間)小学6年生54名
144	令和3年11月26日	上穂波小学校(飯塚市)	小学4年生43名
145	令和4年1月17日	飯塚東小学校(飯塚市)	(17日、24日の2日間)小学4年生66名
146	令和4年2月16日	小中一貫校幸袋校(飯塚市)	小学4年生87名

※赤枠の教室は、実際に障がい者の方に参加協力を頂いて実施しました。

バリアフリー講習会in宮崎港

宮崎港にてフェリー等旅客船の乗組員20名を対象に「バリアフリー講習会」を開催し、障がい者や高齢者の方との接し方・注意点などを学びました。

【講義】

- 「旅客船事業者に求められること」
- ・障害者自立応援センターYAH! DOみやざき
- ・交通エコロジー・モビリティ財団

【実習】

- 車いす体験及び介助体験
- ・(一社)宮崎県介護福祉士会



バリアフリー講習会の様子



【参加者の声】

- ・実際に体験してみないと見えてこない部分があるな(車いすの方の目線、高さへの配慮)と感じました。
- ・車いすを使用して実際に体験することができ、障害者の方の目線や不便さを少しでも分ることができました。
- ・今の船では扉の幅や通路が狭いことが実感できました。歩行には問題ない段差でも、車イスでは大きな段差であると認識できました。

日本海事新聞に掲載
R3.11.29

【九州分科会】福岡空港視察(令和3年12月7日)

令和3年度移動等円滑化評価会議九州分科会における事業の一環として、福岡空港の現地視察及び意見交換会を実施しました。

【視察ルート】



3階展望デッキ



2階商業フロア



立体駐車場



補助犬トイレ



旅客用トイレ



手話フォン



しょうがい者・こわい
者観光案内所



航空会社
カウンターフロア



【その他視察ルート】
・出発保安検査場/北
・案内所/北



触知案内板



障がい者用
乗降場

【九州分科会委員の声】

- ・IPC基準に合わせてエレベーターが設置されており、細部まで検討されているのが良い。
- ・トイレ内に緊急用のフラッシュライトが設置されているのが良い。
- ・障がい者用駐車スペースの案内を入り口にしっかりと設置してほしい。
- ・点字ブロックを切り欠いてほしい。
- ・筆談の方法や掲示物など、改善された点が多くあった。
- ・補助犬トイレは利用の際、インターフォンを用いて連絡となっているが、聴覚障害者への配慮がもう一押し必要。

旅客施設全般について九州分科会としての意見

旅客施設の改善は全般的に進んでいるが、障害の特性を踏まえてより細やかに意見を聞くことにより、利便性が向上し、更なる改善につながる。

【沖縄分科会】ユニバーサルドライバー研修

地域の課題等に応じた取組として、内閣府沖縄総合事務局が一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会と共催で、タクシードライバー等を対象としたユニバーサルドライバー研修を開催。

当事者であるNPO法人沖縄県脊髄損傷者協会の会員や沖縄トヨペット株式会社の協力のもと、ジャパントクシーの乗降演習を実施。

＜日時＞ 令和3年12月8日(水)9:00～17:00

＜場所＞ (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会敷地内

＜対象者＞タクシードライバー・運行管理者 (35名)

＜概要＞

1. 講義 9:30～12:00

- ・タクシーとバリアフリーそしてユニバーサル社会
- ・お客様の接客にあたって
- ・お客様の理解と接遇・介助の留意点

2. 実技 13:00～15:00

(車いすの取り扱い方と乗車、降車)

講師:

沖縄県脊髄損傷者協会 友利 敏幸、友利 克也

沖縄トヨペット(株) 宮里 孝、與儀 豊

3. グループディスカッション 15:30～16:50

- ・車いすユーザーへの乗車に対する配慮について



研修の様子

アンケートでは、「大変参考になった。」「乗務員も障がい者も意見交換のできる機会が増えれば今まで以上にお互いの為になる。」また、当事者の方からも「貴重な経験になった。」との意見があった。